

作成日：R8年5月20日

令和8年度第1回 高松圏域自立支援協議会 全体会議事録

日付	令和8年5月20日(水)
時間	14:00 ~ 16:00
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター
参加機関等	高松市医師会、香川県東讃保健福祉事務所、香川県精神保健福祉センター、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、相談支援センターりゅううん、地域生活支援センターこだま、地域活動支援センタークリマ、障害者地域生活支援センターほっと、医療法人社団ライブサポートセンター、香川県立高松支援学校、香川県立香川中部支援学校、香川県立香川東部支援学校、香川大学教育学部付属特別支援学校、高松公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター共生、障害者就業・生活支援センターオリーブ、三木町福祉介護課、直島町住民福祉課、高松市健康づくり推進課、高松市総合教育センター、高松市障がい福祉課、香川県障害福祉相談所、特定非営利活動法人アイルコート、CareHome.るびなす、(株)あさひ介護サービス、障害福祉サービス事業所せんり、高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点 順不同 38名参加

高松圏域自立支援協議会部会編成の変更と地域課題の集約について	
議事	※本会に関する詳細は、別添資料参照。 ・13部会から9部会に再編。身体障害者支援部会、発達障害部会、当事者団体・家族会部会、医療的ケア部会の4部会が活動終了。終了後は、必要に応じて関連する連絡会やワーキンググループなどを設けている。 ・協議会で取り組んでいる地域課題は、「災害時対応」「障がい者の恋愛、結婚、出産に関して」「教育と福祉の連携」「合理的配慮の啓発」の4つ。 ・毎月行われる協議会運営会議の内、3ヶ月毎に「部会活動報告以外の課題について協議する場」を今年度より設けており、地域課題について取り扱う予定である。

各部会活動報告に関する質疑応答

議事	<p><B型事業所部会></p> <p>Q.新規参入の事業所を地域に取り込む、部会に巻き込むアイデアは？</p> <p>A.協議会に参画して頂き、関係性を築くことが大事かと考えている。</p> <p><事務局></p> <p>Q.目に見える成果として、移動支援ワーキンググループの活動は評価できると考えている。今後どのようなニーズがあれば、行政として実行に移せるのか？</p> <p>A.移動支援に関しては、登録事業所の数に比べて、実際にサービスを提供している事業所が少なかった。事業所と利用者のマッチングも課題となっていた。高松市の報酬単価は、特別に低いわけで無く、他自治体と比較して平均程度。そのため、他自治体と比較するだけでは改正につながらなかった。適正な事業所運営について検討していただいた後に要望をいただき、市として検討した結果である。</p> <p>→移動支援に関しては、かねてより相談部会や基幹相談支援センター等の話し合いの中で議題に上がってきた。居宅部会からのスタートだけで無く、それまでのプロセスがあった。このプロセスを振り返ることで、地域課題を挙げることの重要性が再認識できるかと思う。</p>
----	---

香川県自立支援協議会 人材育成部会報告

議事	<ul style="list-style-type: none"> ・R7 相談支援基礎講座を初開催。相談支援専門員に関心のある方向けの催し。33名参加。半数以上の方が相談支援従事者初任研を受講。 ・主任相談支援専門員養成研修を四国地区単位で実施。高松圏域では、20名の主任相談支援専門員が存在する。
----	---

【第2回高松圏域自立支援協議会全体会の予定】

日時 令和8年11月9日(月) 14:00~16:00

場所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター第1第・2研修室にて開催予定

【 令和 8 年度第 1 回 高松圏域自立支援協議会全体会 】

日時 令和 8 年 5 月 20 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00

場所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター第 1・第 2 研修室

I. 開会、自己紹介

II. 高松圏域自立支援協議会部会編成の変更と地域課題の集約について 1~4 p

III. 各部会活動報告 (敬称略) 5~20 p

- ①就労支援部会) 障害者就業・生活支援センターオリーブ
- ②精神保健福祉部会) 地域活動支援センタークリマ
- ③相談支援事業所部会) 障害者生活支援センターたかまつ
- ④知的障害者支援部会) 相談支援センターりゅうん
- ⑤こども部会) 障害者生活支援センターあい
- ⑥居宅サービス事業所部会) (株)あさひ介護サービス
- ⑦B 型事業所部会) 障害福祉サービス事業所 せんり
- ⑧権利擁護部会) 特定非営利活動法人アイルコート
- ⑨グループホーム部会) CareHome.るびなす
- ⑩事務局) 高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点

身体障害者支援部会、発達障害部会、医療的ケア部会、当事者団体家族会部会、日常生活用具給付等事業 WG、移動支援事業の提言書その後の報告等を含む (21~25 p)

・質疑応答

III. 香川県自立支援協議会報告 (27 p)

相談支援基礎研修について

人材育成部会部会長

IV. その他

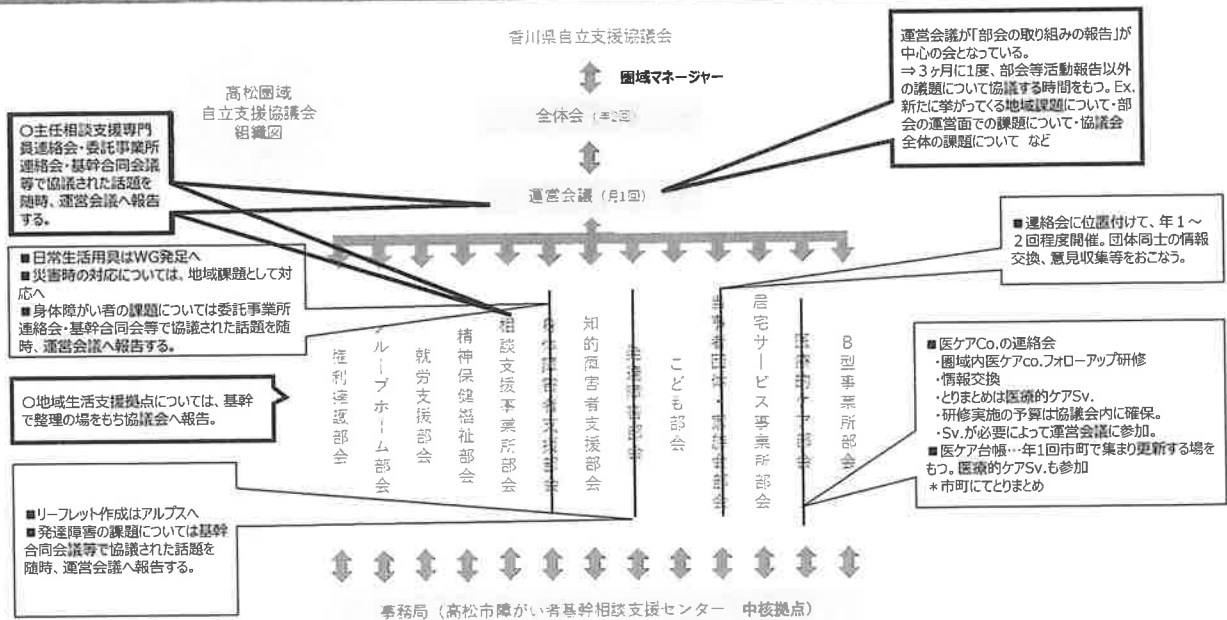
【 令和 8 年度第 2 回高松圏域自立支援協議会全体会 】

日時 令和 8 年 11 月 9 日 (月) 14 : 00 ~ 16 : 00

場所 かがわ総合リハビリテーション福祉センター第 1・第 2 研修室

高松圏域協議会 部会再編と 地域課題集約の協議について

高松圏域地域自立支援協議会の部会再編について



高松圏域自立支援協議会の取り組んでいる地域課題
(R8年5月時点)

- ・「災害時対応」…障がい者の災害時対応に関して、継続して当事者とともに検討していく必要があるのではないか。
 - ・「障がい者の恋愛、結婚、出産に関して」…障がい者の恋愛、結婚、出産に関して、まず支援者が理解を深める必要があるのではないか。
 - ・「教育と福祉の連携」…保育所等訪問事業等、教育と福祉がより連携を深めながら推進していく必要がある。
 - ・「合理的配慮の啓発」…障がい者への「合理的配慮」が福祉、教育、労働、医療、企業等様々な場面でまだまだ普及啓発されていないという課題がある。
- * 高松市障がい福祉課より当協議会へ「協議会へのR8検討依頼事項」として「発達障がい児支援について」他を依頼されている。今年度の目標としても取り上げている。

部会等活動報告以外の議題について協議する場

R8 運営会議（及び全体会）

4	R8 年度初運営会議
5	部会等活動報告等 * R8 年度第 1 回全体会
6	部会等活動報告以外の議題について協議する場
7	部会等活動報告等
8	部会等活動報告等
9	部会等活動報告以外の議題について協議する場
10	部会等活動報告等
11	運営会議休み * R8 年度第 2 回全体会
12	部会等活動報告以外の議題について協議する場
1	部会等活動報告等
2	部会等活動報告等
3	部会等活動報告以外の議題について協議する場

「部会等活動報告以外の議題について協議する場」では以下の①②を協議する。

①部会及び協議会の運営面での課題について

②新たに挙がってくる地域課題について＝主任相談支援専門員連絡会・圏域委託事業所連絡会・基幹合同会議・身体委託事業所連絡会・医ケア co.連絡会・当事者団体家族会連絡会等で協議された課題や個別に持ち込まれた課題とする。

協議の流れ

- i) ①については各部会より「運営会議で協議してほしい課題用紙」に記入し開催月前月 1 日までに事務局へ届ける。②については、持ち込んだ方から事務局が聞き取り「運営会議で協議してほしい課題用紙」に記入いただく。
- ii) 運営会議事前資料として委員に事前に報告する。
- iii) 運営会議で各課題について協議し対応の方向性を決める。特に②については方向性（協議会で新たに取る・部会等既存の場で取る・助言、情報提供等で対応する）を決める。

運営会議で協議してほしい課題用紙

部会及び協議会の運営面での課題 ・ 地域課題

↑どちらかに○をつけてください↑

担当者 部会等名 _____

機関名 _____

氏名 _____

課題の内容

これまでに協議した経緯（協議したメンバー、内容など）

①就労支援部会

報告：障害者就業・生活支援センター オリーブ

令和7年度 活動実績

5月・9月

利用者支援、障害者雇用、事業所運営等をテーマにしたグループワーク

7月

『就労選択支援事業』についての勉強会(講師:SCC、B型部会との合同開催)

11月

『企業への働きかけ』についての勉強会(講師:香川障害者職業センター)

2月

『就労選択支援の状況』についての勉強会(講師:香川東部支援学校)

令和8年度 活動計画

令和8年度 目標

- ・企業向け雇用セミナーを開催する
- ・勉強会等を通じて、知識を習得する機会を提供する
- ・各事業所・機関との情報交換等を通じて相互理解を深め、協力体制を構築する

令和8年度 活動計画

- ・地域課題をテーマとしたグループワークを実施(年2回予定)
- ・B型部会との合同企画(年2回予定)
- ・企業向け雇用セミナー(2月予定)

②精神保健福祉部会

報告：地域活動支援センタークリマ

【令和7年度の報告】

部会

偶数月の第3金曜日に実施。情報交換、各委員会からの報告等。

①支援者交流企画委員会

- ・毎月打ち合わせ会を実施。
- ・8月：支援者交流ワークショップ
- ・1～3月：精神科病院を訪問しての交流会（4回実施）テーマ「計画相談支援事業所の紹介」「地域移行支援事業所の紹介」「出張型ミニ精神保健福祉部会」

②高齢者分野との連携委員会

- ・11/17訪問介護事業所連絡協議会の研修会において、『高齢になった精神疾患を抱える人の特徴と対応について』というテーマで研修を実施。

③ピアサポート活動推進委員会

- ・協議会ホームページ内のピアサポート活動に関する部分のリニューアルを完了。

④運営委員会

- ・8月と2月、部会の後の時間にコアメンバーで実施。部会の体制についてなどを協議。

【令和8年度の計画】

1.部会

- ・偶数月の第3金曜日に実施。情報交換、各委員会からの報告等。

2.多職種連携委員会（改名）

- ・毎月委員会を実施。
- ・例年並みに、多職種多機関の交流ワークショップや精神科病院を訪問しての交流会を実施予定

3.高齢者分野との連携委員会

- ・精神障害をお持ちの高齢者を支援する介護保険領域の支援者の方々と、連携や協力が促進されるための活動を検討する。

4.ピアサポート活動推進委員会

- ・今年度テーマ「出張」
- ・行政機関の福祉担当部署の職員の皆さんに、ピアサポート活動について知ってもらうための出張講習（仮）を計画。

5.運営委員会

- ・年2～3回実施予定。部会運営等について協議。

③相談支援事業所部会

報告：障害者生活支援センターたかまつ

令和7年度実績報告

- ①毎月1回 定例会実施。※運営委員会 月1回・研修企画委員会 適宜実施。
- ②実施内容／GSV 5回、部会内研修 6回、GW、振り返り等
- ③研修内容／メインテーマ「GSVについて」
「業務の効率化と運営」「就労選択支援事業」（2回）
「教育と福祉の連携」（2回）「協働体制について」
- ④その他活動
 - ・R7年4月「高松圏域相談支援事業所 相談支援専門員の在籍調査
 - ・R7年9月「サビサポ研修」

令和8年度計画

- ①毎月1回 定例会実施予定。※運営(研修企画)委員会 月1回 予定。
- ②内容/GSV、部会内研修、GW
- ③研修内容/テーマ「災害時アセスメントについて」
「移動支援～グループ支援について」
「初任者への主任相談支援専門員の同行支援」等
- ④その他活動
 - ・ GSVの普及と継承に向けてファシリテーターとなる人材育成
 - ・ サビサポ研修

④知的障害者支援部会

報告：相談支援センターりゅううん

令和7年度実績報告

・部会開催：5月、7月、9月、10月、11月、1月 計6回

当事者参加部会	9月、11月に当事者参加での部会を開催し、障害者権利条約の勉強会を行った。 勉強会の部分では動画や写真等の活用、またクイズ形式を取り入れたことで、わかりやすく参加者の方々も引き込まれている様子であった。 また、フリートークでは様々なお題について意見を出し合っただき、体験談や情報提供の大切さを実感するとともに、支援者の関わり方や配慮することによって参加の促進や活発な発言につながることを身近に感じられ、支援者にとっても学びの機会となった。
強度行動障害 (SV派遣)	事業についてメールやチラシで普及啓発を行った。 相談実績は6件、うち個別ケース3件、事業所での研修会3件。

令和8年度目標

・部会開催：年6回

当事者参加部会	より活発な意見交換を目的に新たな参加者を加え開催する。今後も参加者が「自分の権利」を身近に感じ、言葉にする場とするためにも内容を工夫していく。障害当事者・家族・支援者が互いの声を聞き合い、当事者が自分らしい生活を実現するためのあり方を共に考える。
強度行動障害 (SV派遣)	事業についてメールやチラシで普及啓発を行う。 今年度は高松市だけでなく、三木町、直島町での啓発も行う。

⑤ こども部会

報告：障がい者生活支援センターあい

令和7年度報告

- ・ 本部会の開催（年間3回実施）
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会開催
R7年11月7日（金）10:00～12:00 サンメッセ香川2階中会議室
講演「保護者対応について」香川こだま学園
グループワーク、アンケート実施
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会開催
R8年2月12日（木）10:00～12:00 高松市総合教育センター
講演 高松市総合教育センター

令和8年度計画

- ・ 本部会の開催（年4回予定）
- ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス事業所連絡会の開催(2回)
- ・ 高松市、三木町、直島町の療育についての体制作りへの取り組みや情報共有
- ・ 教育と福祉の連携強化
- ・ 5歳児検診のWGと並走という形で、部会内でも協議していく。

⑥居宅サービス事業所部会

報告：(株)あさひ介護サービス

令和7年度報告

- 下半期では、12月3日(水)9時半～11時半、かがわ総合リハビリテーションセンター第1、第2研修室にて、第2回居宅部会イベントとして映画「大空へはばたこう」上映会を行った。
上映会では、参加者33名(居宅系事業所19名、地域定着支援1名、計画相談支援事業所1名、基幹相談支援センター1名、部会員11名)となった。イベント終了後のアンケートでは、56.5%が満足であったことや、感想では「障害者の地域移行や入所施設の在り方について考える良い機会となった」や「現在支援を行っているため参考になった」、「想像していた以上に良い映画でした」など概ね好評であった。
 - 次に第3回居宅部会研修会を2月25日(水)9時半～11時半、かがわ総合リハビリテーションセンター第1研修室にて「カスタマーハラスメントへの取組について」をテーマに行った。
参加者は23名(居宅系事業所11名、欠席5名、部会員12名)となった。研修終了後のアンケートでは、68.4%が満足であったことや、感想では「色々な意見、対応方法について知ることができた」や「持って帰って話し合いをしたい」「寸劇が分かりやすかった」など、概ね好評であった。
- 2024年度の居宅部会への参加者は21名であったが、2025年度は27名と増加傾向にあり、目標を少し達成している。
また、高松市の移動支援事業の見直しが行われており、介護職員不足問題に少しでも貢献できればと期待している。

令和8年度計画

令和8年度は部会を4回開催定

- ・研修会は7月・12月・2月に開催予定
それぞれ部会員が役割を分担し資料作成や、調査を行う予定
- ・「きょたくん通信」を発行し、居宅部会をアピールし部会の参加と連携を取れるようにしていきたい。
- ・今年度から移動支援の見直しが行われ、その利用実態を後追いをを行い、報告発信を行いたい。
- ・人材不足・ハラスメント・法改正に伴い、ヘルパーができる事・できない事の作成見直しを行い、利用者の使いやすい支援、ヘルパーの働きやすくクリーンな支援が行えるように各事業所に配布できるようにしたい。

⑦B型事業所部会

報告：一般社団法人せんりの杜

利用者の方にとって有意義なB型事業所を増やしていく ために

B型事業所に関しては、障がい者の一般就労や工賃向上を引き続き主要なテーマとして国が掲げている一方で、現場では利用者の方の重度化・高齢化がより進んでおり、様々な問題が山積している。障がい者の多様な、より豊かな働き方を実現していくために、事業所間での意見交換や情報共有を部会を通して活発に行い、有用なネットワークの構築を目指す。

また、今年度から県内の特別支援学校で開始される就労選択支援や、令和9年の報酬改定に向けた今年度の臨時応急的な報酬見直しに対応していくために情報共有や意見交換も行っていくことを目指す。

(具体案)

1. 事業所見学会の実施

見学対応可能な事業所を見聞することにより自分の事業所にも参考にして取り入れられそうなものを学び、お互いの困りごとを気軽に相談しながら解決していけるような顔の見える関係性づくりを目指す。



2. 研修会（座談会）の実施

①現場支援者向け、②管理職向けの意見交換会を、それぞれ興味・関心のあるテーマを設定して実施し、情報共有を図ることにより様々な悩みや課題を解決しながら以降にも活かせるようなネットワークづくりを行う。



3. 就労支援部会との協同

同じ就労系の部会として活動している就労支援部会と情報共有や意見交換を行い、共通課題の創出や課題解決、合同研修会の実施を行い更なるネットワークづくりを行う。



⑧権利擁護部会

報告：特定非営利活動法人アイルコート

令和7年度権利擁護に関する研修の実施

研修内容

- ・意思決定支援研修（基礎編）7月18日（金）実施
- ・意思決定支援研修（実践編）9月22日（月）実施
- ・差別解消法研修会（三木町）12月5日（金）実施
- ・障害者虐待防止研修 3月3日（火）実施

- 圏域の権利擁護意識が高まるような研修を企画し実施した。
- 各部会と連携を図りながら権利擁護に関する情報収集に努めた。
- 差別解消法勉強会では福祉関係者だけでなく地域住民にも呼びかけ、参加を募った。

令和8年度権利擁護部会の活動予定

- 毎月定例曜日の部会開催（第3水曜日10時～）
- 各部会、関係機関等と連携し、好事例や実践の成功例等の収集を行う委員会を年2回開催する（7月、11月に予定）
- 障害者虐待防止研修 9月予定
- 意思決定支援研修（基礎編）11月頃予定
- 意思決定支援研修（実践編）1月予定

※障害者差別解消法研修は今年度は実施しない（R9年度実施予定）

※また定例会議では地域課題を集約、検討し、運営会議に上げるための取り組みを行っていく。

⑨グループホーム部会

報告者：CareHome.るびなす

令和7年度のグループホーム部会の活動

【開催状況】
計8回開催

月日	内 容	
4月15日	第1回部会	年間予定確認、第1回交流会の企画
6月16日	第1回交流・ミニ研修会	参加者:13名
7月25日	第2回部会	交流会の振り返り、第2回交流会の企画
9月5日	第2回交流・ミニ研修会	参加者:27名
11月11日	第3回部会	交流会の振り返り、GH見学会の企画
1月5日	第4回部会	交流会の振り返り、GH見学会の企画
1月20日	グループホーム見学会	参加者:32名
2月17日	第5回部会	見学会・年度の振り返り、来年度に向けて

【まとめ】

- ・本年度の見学会等の参加者・・・39指定事業所の内、23事情所が参加
- ・参加者から、意見交換や学びの場の要望が多く出た
- ・GH間での繋がりが持てる環境の必要性を再認識

令和8年度グループホーム部会活動予定

【開催予定】
8回開催予定

月日	内 容	
4月20日	第1回部会	年間予定確認、第1回交流会の企画
6月8日	第2回部会	第1回交流会の企画
7月	第1回交流・ミニ研修会(管理者向け)	※虐待等について
9月	第3回部会	交流会の振り返り、GH見学会の企画
10月	グループホーム見学会	
11月	第4回部会	見学会の振り返り、GH見学会の企画
1月	第2回交流・ミニ研修会(支援者向け)	
2月	第5回部会	交流会・年度の振り返り、来年度に向けて

【目標】

- ①GH事業所の交流・情報共有等が行えるネットワークを構築
- ②GH同士の繋がりが強まるように交流会等に参加する事業所数を増やす
- ③交流の活発化より、地域課題の抽出に繋げる

身体障害者支援部会

- 身体障害者支援部会を令和7年度で休止することが運営会議で承認。
- 令和8年度に日常生活用具検討WGを立ち上げていくことになり、WGの目的、メンバー選定、開催頻度、品目などを検討。2月に顔合わせを行い、意見交換実施。
- 期間：R8.4～R8.9（半年）、月1回開催予定。
- 部会が休止することで身体障害者の地域課題をどう拾い、発信していくか？→身体委託事業所連絡会、相談支援事業所部会などで意見収集する予定。

発達障害部会

若年者向けのカード型リーフレットを作成した。QRコードから本人、保護者、教育関係者向けのリーフレット及び相談先一覧を掲載した協議会のホームページにリンクできるようなものにまとめた。完成したリーフレットを関係各所にお配りするとともに、今後の啓発は、香川県発達障害者支援センター『アルプスかがわ』が活用していくこととした。

医療的ケア部会

下半期

- フォローアップ研修は、県と共催で実施した（12/8午後）来年度以降も同様に開催予定
- 医ケア児の一時預かり事業が開始（年度内7回利用可 その間にサービスに繋ぐ必要がある）したことに伴い、早急に対応する必要があるため、何らかの工夫が必要か。基幹センターにも共有が必要。

R8年度以降

- 部会ではなく、医ケアCo.連絡会という形で、事務局付きになる。アドバイザー2名が主となって、年2回程度開催。圏域内の課題について協議したり、支援スキル向上に取り組む。

当事者団体・家族会部会

- 下半期は、12/5に権利擁護部会主催で開催された「障害者差別解消法研修会」にて、「合理的配慮」「ヘルプマーク」「自立支援協議会」の周知を行った。
- R7年度は年間4回の部会とその他打ち合わせを実施し、周知啓発活動と勉強会を行った。一方で年間通じて今後の部会の継続を協議してきたが、定期的な部会の開催は難しい状況が確認された。そこで、来年度以降は「連絡会」というかたちで情報交換を中心に開催することになり、部会としては終了することとした。

事務局

R7

年間10回の会議を開催した。今年度は、定例の部会活動の報告以外に、地域課題を協議するグループワークや役員等の任期交代に関する協議、部会の再編の協議等をおこなった。また、地域課題を集約し検討する月を設定し集約する様式も作成した。

他にも、移動支援の関する検討のワーキンググループを作成し高松市に提出、グループ支援の導入や報酬改善に結び付けることができた。

R8

2年間目標（R8, R9）

個別支援から地域課題の集約を行い、課題解決にむけて協議する。

協議会全体として取り組むこと（R8, R9）

- ①個別支援から地域課題の集約を行い、課題解決にむけて協議する。
- ②障がい児者の支援について、特に高松市の5歳児健診準備に関連して、障がい福祉以外の分野も含む多機関との連携を強化する。
- ③障害児者が主体となった暮らしの実現に向けて、協議会として意思決定支援を強化する。

高松市地域生活支援事業（移動支援事業・地域活動支援センター
II型事業・日中一時支援事業・重度障害者大学等修学支援事業）

実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する移動支援事業、地域活動支援センターII型事業、日中一時支援事業及び重度障害者大学等修学支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 地域生活支援事業の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

（対象者）

第3条 地域生活支援事業の対象者は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、地域生活支援事業と同様の支援が法第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の対象となる場合は、これらのサービスを優先する。

（事業の委託）

第4条 市長は、地域生活支援事業を別表第3に掲げる要件を満たす者であつて第7条第1項及び第2項の規定による市長の登録を受けたもの（以下「実施事業者」という。）に委託して実施することができる。

（利用申請等）

第5条 地域生活支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、地域生活支援事業利用（利用量変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、重度障害者大学等支援事業を利用しようとするものは、同項の申請書に次掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）に在籍していることを証する書類

(2) 在籍する大学等において、障害のある学生への支援について協議等を行う委員会及び障害のある学生の支援を行う部署等が設置されていることが分かる書類

(3) 在籍する大学等において、障害のある学生の支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることが分かる書類

(4) 入学後に停学その他の処分を受けていないことを確認することができる書類

(5) 前年度の修得単位数を確認することができる書類（大学等に2年以上在籍している者に限る。）

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者の状況等の調査を行い、利用を決定したときは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により、申請者に通知するものとする。

(1) 移動支援事業、地域活動支援センターII型事業及び日中一時支援事業
地域生活支援事業利用（利用量変更）決定通知書（様式第2号）

(2) 重度障害者大学等修学支援事業 地域生活支援事業（重度障害者大学等修学支援事業）利用（利用量変更）決定通知書兼利用者証（様式第2号の2）

4 市長は、前項の規定による決定を受けた者（同項第1号に掲げる事業に係る者に限る。）に対し、地域生活支援事業利用者証（様式第3号）を交付するものとする。

5 第1項及び前2項の規定は、利用量を変更しようとする場合について準用する。

6 第3項の規定に基づき利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援事業の利用に当たっては、実施事業者に対して地域生活支援事業者利用者証を提示しなければならない。

（実施事業者への支払額及び利用者負担額）

第6条 地域生活支援事業の実施による支払額は、別表第4に掲げる額から次項に定める利用者からの負担額（以下「利用者負担額」という。）を除いた額とする。

2 実施事業者は、地域生活支援事業を実施したときは、別表第4の規定した額の1割に相当する額（以下「定率負担額」という。）を限度として、利用者負担額を徴収することができる。

3 利用者が一の月に負担しなければならない負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項各号に規定する額とする。ただし、地域生活支援事

業と障害福祉サービスとを合わせて利用する場合は、当該障害福祉サービスにつき算定された負担上限月額と同額とする。

4 利用者は、前項に規定する負担上限月額を超える額を負担した場合は、その超える部分について市長に支払いを求めることができる。ただし、実施事業者が、利用者からの依頼に基づき利用者負担額（他の実施事業者分を除く。）の管理を行った場合において、当該上限額を超える額について徴収しなかつたときは、当該実施事業者は、利用者に代わって、市長に対し、一月における定率負担額を合算した額から当該上限額を控除して得た額の支払いを求めることができる。

5 実施事業者は、利用者から利用者負担額のほか、昼食等の提供に係る費用を徴収することができる。
（実施事業者の登録申請等）

第7条 地域生活支援事業を受託しようとする者は、地域生活支援事業実施事業者登録申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域生活支援事業実施事業者登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 実施事業者は、登録を受けた内容に変更があつたときは、当該変更の日から10日以内に、地域生活支援事業実施事業者登録内容変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 登録を辞退しようとする実施事業者は、登録を辞退しようとする日の3月前までに地域生活支援事業実施事業者登録辞退届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

2 改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第4号から様式第7号までに規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区分	内容
移動支援事業 (個別支援型)	1 一人の利用者に対して、1人の介助員が社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の移動を支援すること。 2 複数の利用者に対して、その人数を下回る数の介助員が社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援すること。
移動支援事業 (グループ支援型)	1 実施事業者が運営する施設において、通所により、利用者に創作的活動又は生産機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等の支援を行うこと。 2 送迎 3 その他市長が適切と認める支援
日中一時支援事業	1 日中、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において利用者による活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行うこと。 2 送迎 3 その他市長が適切と認める支援
重度障害者大学等修学支援事業	1 重度障害者が大学等（障害のある学生への支援について協議及び検討や意思決定を行う委員会並びに障害のある学生の支援業務を行う部署等が設置されており、かつ、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けて計画が立てられ、着実に大学等による支援が準備されているものに限る。以下同じ。）において修学するに当たり、大学等が当該重度障害者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等における余暇活動等修学に関する活動に係るものは除く。）を行うこと。ただし、支給量については、1月当たり150時間を上限とする。

別表第2（第3条関係）

区分	要件
移動支援事業	1 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等の利用者が本市が援護の実施者となつていて、外出の各号のいずれかにかつて、外出の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出であつて、1日の範囲内で用務を終えるもの（ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係るもの、通院を目的としたもの、通年かつ長期にわたるもの（第5号を除く。）及び社会通念上適当でないものを除く。）時に移動の支援が必要と市長が認めるもの (1) 身体障害者手帳を所持している者のうち、重度の視覚障害者又は児童 (2) 法第5条第3項に規定する重度障害者等包括支援の利

地域活動支援センターⅡ型事業	1 本市において雇用・就労が困難な在宅障害者であつて、本市に住所を有するもの。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにかつて、対象となる者は、対象者としなければならないものとする。 (1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要がある者。 (2) その他市長が事業の対象者とする不適当と認める者。
日中一時支援事業	1 本市に住所を有する障害者又は障害児で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めるもの。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにかつて、対象となる者は、対象者としなければならないものとする。 (1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要がある者。 (2) その他市長が事業の対象者とする不適当と認める者。
重度障害者大学等修学支援事業	1 本市に住所を有する重度訪問介護利用者又はそれに準ずる者であつて、香川県内の大学等に就学するもの。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかにかつて、対象となる者は、対象者としなければならないものとする。 (1) 大学等から停学その他の処分を受けたことのある者。 (2) 前年度に単位を修得しておらず、又は修得した単位が極めて少ない等学習の意欲に欠ける者。

別表第3（第4条関係）

区分	要件
移動支援事業	<p>1 指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)であつて、法第5条に規定する障害福祉サービスの提供方法に準じて、事業を実施できるものであること。</p> <p>2 高松市移動支援従事者養成研修事業実施要綱(平成15年7月5日施行)第2条各号に規定する研修課程を修了した者又はこれと同程度の知識及び技術を有すると市長が認める介助員が移動支援を実施すること。</p>
地域活動支援センターⅡ型事業	<p>1 法人格を有する指定障害福祉サービス事業者等であること。</p> <p>2 事業実施のために必要なスペースを確保し、障害者等に対する支援を適切に行うことができる設備を有すること。</p> <p>3 事業実施のため、3人以上の職員を配置し、うち1人を常勤とし、1人を専任者とすること。</p>
日中一時支援事業	<p>1 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害居通所支援事業であること(学校の空き教室等を利用して事業を実施する場合を除く。)</p> <p>2 事業実施のために必要なスペースを確保し、障害者等に対する支援を適切に行うことができる設備を有すること。</p> <p>3 事業実施のために必要な人員を配置できること。</p>
重度障害者大学等修学支援事業	<p>1 指定障害福祉サービス事業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であつて、法第5条に規定する障害福祉サービスである居宅介護又は重度訪問介護の提供方法に準じて、事業を実施できるものであること。</p> <p>2 1と同程度の知識及び技術を有する介助者が支援を実施できる事業所で、市長が認めるもの。</p>

別表第4(第6条関係)

1 移動支援事業

(個別支援型)

支援した時間	単価(Ⅰ) (利用1回当たり)	単価(Ⅱ) (利用1回当たり)
30分未満	2,600円	2,400円
30分以上1時間未満	4,100円	3,400円
1時間以上1時間30分未満	5,900円	4,200円
1時間30分以上2時間未満	6,700円	5,000円
2時間以上2時間30分未満	7,600円	6,000円
2時間30分以上3時間未満	8,400円	7,000円

3時間以上3時間30分未満	9,300円	8,000円
3時間30分以上4時間未満	10,100円	9,000円
4時間以上4時間30分未満	10,900円	10,000円
4時間30分以上5時間未満	12,000円	11,000円
5時間以上	12,000円に5時間を超える30分ごとに900円を加算した額	11,000円に5時間を超える30分ごとに700円を加算した額

備考 単価(Ⅰ)の算定基準については、次の各号のいずれかに該当する者とし、単価(Ⅰ)の算定基準に該当しない者を単価(Ⅱ)の算定基準とする。

- (1) 身体障害者手帳の等級が1級の者
- (2) 療育手帳の等級が㊸(最重度)、A(重度)又は㊹(中度)の者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級又は2級の者
- (4) 障害児

(グループ支援型)

支援した時間	単価(Ⅰ) (利用1回当たり)	単価(Ⅱ) (利用1回当たり)
30分未満	1,900円	1,700円
30分以上1時間未満	2,900円	2,400円
1時間以上1時間30分未満	4,200円	3,000円
1時間30分以上2時間未満	4,700円	3,500円
2時間以上2時間30分未満	5,400円	4,200円
2時間30分以上3時間未満	5,900円	4,900円
3時間以上3時間30分未満	6,600円	5,600円
3時間30分以上4時間未満	7,100円	6,300円
4時間以上4時間30分未満	7,700円	7,000円
4時間30分以上5時間未満	8,400円	7,700円
5時間以上	8,400円に5時間を超える30分ごとに700円を加算した額	7,700円に5時間を超える30分ごとに500円を加算した額

備考

- 1 個別支援型の表備考の規定は、この表に掲げる算定基準についても適用があるものとする。
- 2 グループ支援型の実施に当たっては、次の各号の要件を全て満たさな

ければならない。

- (1) 利用者の人数を介助員の数で除して得た数が3未満であること。
- (2) 一つのグループに対して、介助員2人以上が従事すること。
- (3) グループ支援を実施する介助員に、利用者全員に対する個別支援の経験があること。
- (4) 事前にグループ支援計画書を作成し、当該移動支援を受ける予定の利用者全員の同意を得ること。

2 地域活動支援センターII型事業

支援内容・支援した時間	単価 (利用1回当たり)	
	身体障害者	身体障害者以外の障害者
単独型	4時間未満	2,800円
	4時間以上	5,600円
併設型	4時間未満	2,400円
	4時間以上	4,800円
送迎 (片道につき)		540円
入浴 (1日につき)		400円

3 日中一時支援事業

支援内容・支援した時間	単価 (利用1回当たり)	
	一般	医療行為を伴うもの 重症心身障害者
送迎の 以外 の 事業	4時間未満	3,000円
	4時間以上	5,000円
送迎 (片道につき)		550円
		550円

備考 重症心身障害者とは、肢体不自由で身体障害者手帳の交付を受けている者で、その種別が第1種の者、かつ、療育手帳の交付を受けている者で、その等級が㊸ (最重度) 又は、A (重度) である者

4 重度障害者大学等修学支援事業

支援した時間	単価 (利用1回当たり)
30分未満	800円
30分以上1時間未満	1,600円
1時間以上	1,600円に1時間を超える30分ごとに800円を加算した額

【令和7年度 高松圏域自立支援協議会 運営事業予算管理表】

■収入の部

項目	予算
1 委託料	1,000,000
合計	1,000,000

令和8年3月31日

■支出の部

No	部会名	予算	支払額	予算との差額	消化率	科目別内訳							備考	
						報償費	旅費交通費	消耗品費	印刷製本費	通信運搬費	委託費	雑費その他		
1	就労支援部会	27,000	10,800	16,200	40%	0	0	0	10,800	0	0	0	0	
2	精神保健福祉部会	28,000	3,060	24,940	11%	0	0	0	3,060	0	0	0	0	
3	相談支援部会	51,400	56,000	-4,600	109%	0	17,750	0	38,250	0	0	0	0	
4	身体障害者支援部会	30,000	0	30,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	知的障害者支援部会	35,000	26,943	8,057	77%	19,375	0	110	6,878	580	0	0	0	
6	発達障害部会	50,000	26,410	23,590	53%	0	0	0	26,410	0	0	0	0	
7	子ども部会	20,000	16,920	3,080	85%	0	0	0	0	0	0	16,920	0	
8	医療的ケア部会	90,000	0	90,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	居宅サービス事業所部会	33,600	36,438	-2,838	108%	0	0	0	5,888	0	0	30,550	0	
10	当事者団体・家族会連絡会	30,000	20,320	9,680	68%	0	0	0	20,100	0	0	220	0	
11	B型事業所連絡会	50,000	103,260	-53,260	207%	59,100	19,900	0	11,700	0	0	12,560	0	
12	権利擁護部会	60,000	71,820	-11,820	120%	22,110	0	0	49,710	0	0	0	0	
13	グループホーム部会	10,000	0	10,000	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	事務局	485,000	628,029	-143,029	129%	272,655	0	2,794	77,230	3,430	271,920	0	0	
	合計	1,000,000	1,000,000	0	100%	373,240	37,650	2,904	250,026	4,010	271,920	60,250	0	

香川県自立支援協議会 人材育成部会報告

R8. 5. 20 高松圏域自立支援協議会全体会

1 令和7年度の取り組みについて

○「相談支援基礎講座」を初めて開催（香川県相談支援専門員協会と共催）

（1）対象：相談支援専門員に関心のある方（初任研受講予定者、障害福祉サービス事業所従事者、精神科病院等のソーシャルワーカー、行政職員等）

（2）目的：①相談支援専門員についての価値ややりがいを伝え、人材を増やすこと

② 関係者への相談支援についての理解促進

③ 初任者研修受講に向けての準備を整える

（3）内容：講義、対談、DVD 視聴、グループワーク

（4）結果：①参加者は33名 アンケートの結果は、概ね好評

②相談支援専門員についての理解が深まり、他職種の方との連携の一助になった

③グループワークの満足度も高かった

○「専門コース別研修 意思決定支援研修」開催

定員の3倍の申し込み有

○ 主任相談支援専門員養成研修 香川県全体で38名（高松圏域 20名）

2 令和8年度の取り組みについて

○ 「相談支援基礎講座」開催予定

○ 「専門コース別研修 意思決定支援研修」

・同内容で2回実施予定

・来年度は「障害児支援研修」予定

○ 主任相談支援専門員の養成について

・各圏域とも、人数はほぼ充足している

・今後は、各圏域で主任の役割や、活用について明確化していく必要あり

令和8年度 第1回全体会 出席者名簿(敬省略/順不同)

機関数	団 体	参加人数
1	高松市医師会(かがわ総合リハビリテーション病院)	1
2	香川県東讃保健福祉事務所	1
3	香川県精神保健福祉センター	1
4	障害者生活支援センターたかまつ	1
5	障害者生活支援センターあい	1
6	相談支援センターりゅうん	2
7	地域生活支援センターこだま	1
8	香川県立川部みどり園	1
9	地域活動支援センタークリマ	1
10	障害者地域生活支援センターほっと	1
11	医療法人社団 ライブサポートセンター	1
12	香川県立高松支援学校	1
13	香川県立香川中部支援学校	1
14	香川県立香川東部支援学校	1
15	香川大学教育学部附属特別支援学校	1
16	高松公共職業安定所(専門援助部門)	1
17	障害者就業・生活支援センター共生	1
18	障害者就業・生活支援センターオリーブ	1
19	三木町 福祉介護課	2
20	直島町住民福祉課	1
21	高松市健康づくり推進課	1
22	高松市総合教育センター	2
23	高松市障がい福祉課	3
24	香川県障害福祉相談所	1
25	特定非営利活動法人アイルコート	1
26	CareHome.るびなす	1
27	(株)あさひ介護サービス	1
28	障害福祉サービス事業所 せんり	1
29	高松市障がい者基幹相談支援センター中核拠点	4